

神戸大学経済経営研究所セミナー資料

全部のれんの研究

全部のれん方式（少持のれんの認識）をめぐる論点

学習院大学経済学部 川本 淳

§ 1 はじめに

全部のれん方式は、企業結合会計における用語である。100%未満子会社を取得した際、親会社持分にみあうのれん（親会社のれん）と少数株主持分にみあうのれん（少持のれん）とを合わせて認識するやり方を意味する。それに対して、親会社のれんのみを認識する従来のやり方は部分のれん方式と呼ばれる。

$$\text{親会社のれん} + \text{少持のれん} = \text{全部のれん}$$

全部のれん方式のアイディアは、Moonitz が 1951 年に著作（邦訳 1964 年出版）で発表して以来、長く知られていたが、20 世紀の間は会計基準に採用されることはなかった。しかし、2007 年 12 月に SFAS142 の改訂により、米国では計上が必須となり、また 2008 年 1 月には IFRS3 も改訂され、100%未満子会社取得のケースごとに、少持のれんを認識するか、認識しないかが選択されることになった。IFRS3 の扱いは、少持のれんを認識すべきという委員と認識すべきでないという委員との間で意見が調整できなかったためである。ASBJ でも、企業結合会計基準見直しの一環として、全部のれん方式を検討してきたが、2013 年 1 月に公表した公開草案では採用を見送っている。

§ 2 問題意識

全部のれん方式を是とする理屈はなにか？

or 全部のれん方式はどのように正当化されるのか？

§ 3 全部のれんの概念

- ① 100%未満子会社を取得したとき、すなわち企業結合会計上の問題として顕在化する。
(ただし、取得後の償却や減損も論点となる)
- ② 親会社のれん + 少持のれん = 全部のれん が前提 (メザニンは想定されず)。
- ③ 親会社のれん = 取得対価 - 子会社純資産 × 取得比率 が前提。
→ 取得原価のうち識別資産・負債に配分されない残余がのれんという理解。
- ④ 少持のれんと全部のれんのどちらが先に求められるかについて選択肢あり。

§ 4 従来のやり方への疑問

【ケースA】 P社がS社の株式をすべて取得し、子会社化した。

S社純資産が70で取得対価が100なら、のれん30を計上。

【ケースB】 P社がS社の株式を60%取得し、子会社化した。

S社純資産が70で取得対価が60なら、のれん18を計上。(部分のれん方式)

さらに、

少数株主持分28が計上されるが、ここにはのれん価値がカウントされていない。

§ 5 全部のれん方式を支持する2通りの主張

【その1】従来のやり方では不完全にしか表示されない、のれん価値をきちんと測定する。

(Moonitz や IFRS/SFAS 公開草案の立場) : 全部のれんが先

【その2】従来のやり方では不完全にしか表示されない少数株主持分をきちんと測定する。

(現行 IFRS/SFAS の立場) : 少持のれんが先

§ 6 全部のれんを算出するために考え出された 3 ないし 4 つの方法

【方法 1】被取得企業全体を「公正価値」で評価して、識別可能純資産との差額を全部のれんとする。その全部のれんから親会社のれんを引くと少持のれんが求められる。

【方法 2】少数株主持分を「公正価値」で評価して、少持のれんを求める。それと親会社のれんを合計したものを全部のれんとみなす。

【方法 3】現行親会社のれんを取得比率で割り戻したものを全部のれんとみなす。
これから比例按分して少持のれんも求めることができる。

【方法 3'】現行のれんには支配プレミアムが含まれていると考える。そこで、支配プレミアムをのれんから控除し、その額を上記 3 のように取得比率で割り戻す。
これに改めて支配プレミアムを加算して全部のれんを求める。
少持のれんは支配プレミアム抜きの額を比例按分すれば求められる。

【方法 1】は全部のれんが先、【方法 2】は少持のれんが先、【方法 3】と【方法 3'】は比例按分なので同時決定といえる。どの方法でも親会社のれんの計算に違いはない。

§ 7 少持のれんは自家創設のれんなのか？

全部のれん方式にはバリエーションがあり、それぞれに正当化の理屈も違ってくる。他方、否定する理屈として、自家創設のれんを認識することは認められないからと言われることが一般的である。これに対する反論は可能なのだろうか？

【考え方1】親会社のれんは現実に支払われた対価の一部であるのに対し、少持のれんはそうではないのだから自家創設のれんであるのは自明である、と認めたうえで

- ① 一般に自家創設のれんの認識が禁止されているのは、実現主義の原則に反しているからである。それに対し、少持のれんの認識から連結利益が計上されることはないので、本質的には問題ない。
- ② 自家創設のれんの禁止や実現主義がなによりも優先させられるべき原理なのかは、議論の余地がある。

【考え方2】被取得会社がグループに参加するに際しては、少数株主からグループへの出資が行われたとみなすことができるので、仮想的ではあるが、少持のれんも買入のれんである。

※ 現に、欧米の会計基準は少数株主持分を資本として計上することを規定しており（日本基準も追随する見込み）、それは、子会社取得に際して、少数株主から企業集団への出資があったと認めることを意味するのかもしれない。もちろん、連結資本や利益を親会社株主持分に限定する考え方の下では成立しない説である。

※ 少数株主からグループへの出資があったとみなした場合でも、その額をどう測定するかについては複数の考え方がある。対価の公正価値ではなく、受け入れた（純）資産の公正価値で測定されるべきならば、少持のれんは認識されない。

【暫定的な結論】

自家創設のれんだからという理由で少持のれんが完全否定されることはなさそう。しかし、不自然なやり方ではあるので、わざわざ採用するに値するという積極的な根拠が必要と思われる。

§ 8 少持のれんを認識する理屈

【理屈 1】取得に際し、子会社の資産・負債は、持分比率にかかわらず、すべて公正価値で記録することになっている。のれんも資産なのだから、例外とすべきではない。

(全部のれんが先：IFRS3/2005 年公開草案)

全部のれんは子会社全体の公正価値と識別可能純資産との差額として測定する。

[論点]

- ① 全部連結 → 全面時価評価法 → 全部のれん という流れと解釈可能
- ② しかし、のれんは資産なのかに疑問の余地あり。一般的な資産の定義によると、資産は企業によって支配されている必要があるが、識別不可能なのれんを支配することは可能なのか？
- ③ かりに資産の一種として認めたにしても、現に無償取得のケースでは、のれんは他の資産とは異なる扱いがされている。
- ④ 全部のれんと親会社のれんとの差額が少持のれんとなり、それが少数株主持分に加算される。結果として、認識されていない親会社のれんが少数株主持分に混ざり込む。
(→ IFRS/SFAS 公開草案が正式な基準になる過程で問題とされる)
- ⑤ 子会社全体の公正価値とはなにか？それはどのように測定するのか？

【理屈 2】企業結合では、すべての要素が取引時点の公正価値で記録されるので、少数株主持分もそうすべきである。ただし、のれんはもともと残余なので、この限りではない。(少持のれんが先：現行 IFRS/SFAS)

少数株主持分の公正価値と少数株主持分にみあう識別可能純資産との差を少持のれんとして測定する。それと、親会社のれんとの合計が全部のれんとなる。

[論点]

- ① 少数株主持分の公正価値とはなにか？それはどのように測定するのか？

【Moonitz の理屈】親会社が取得した子会社持分の割合によって、のれんという資産の金額が異なるのは、資産の額から負債の額を差し引いて資本が決まるのであり、資本から資産の額が決まるのではないという会計の原理に反している。

§ 9 公正価値評価にかかわる疑問点

【疑問 1】首尾一貫性

公正価値評価で首尾一貫させるという理屈で全部のれん説を主張する場合、以下の不首尾一貫性が問題となりうる。公正価値評価を首尾一貫させることが無条件に善であるならば、完全公正価値会計に行き着くしかない。ここまでは首尾一貫させる必要があるが、そこから先は首尾一貫させる必要はないという、歯止めの理屈が必要である。

- ① 親会社のれんは、あくまで実際の取引価額にもとづいて計上されている。取引価額は公正価値と一致するという保証はない。
- ② 取得企業のバランスシートはすべて簿価のままである。
- ③ 公正価値評価が施されるのは取引時点のみである。

【疑問 2】なにが公正価値なのか？

全部のれんを測定するためには、子会社全体の公正価値ないし少数株主の公正価値を知る必要があるが、それらは具体的になにを指しているのだろうか？候補となる属性は複数存在しており、見積もりの要素を多く含むものもある。

- ① 実際に支払われた対価の額から比例して推定される額
- ② 子会社丸ごと、もしくは、少数株主持分を取引していたら成立していたであろう、推定取引価額。支配プレミアムなどを考慮する。
- ③ 取引直前もしくは直後の株価
- ④ 親会社ないしグループにとっての価値（期待される将来 CF の現在価値）
- ⑤ 被取得企業が単体で生み出したであろう価値

【疑問 3】公正価値評価にどのようなメリットがあるのか？

まっさきに思いつくのが、投資家にとって情報の有用性が増すのではないかという期待である。しかし、少持のれんを含め、少数株主持分には、（定義からして）親会社株主の請求権が及ばないので、株価との直接的な関連は期待できない。また、取得企業本体が自家創設のれんを認識しないことを棚上げにしたまま、被取得企業におけるのれんに関する情報の有用性を論じることには違和感がある。

もっとも、現行 IFRS では、少数株主持分を公正価値で評価することは、取引時点だけでなく、将来においても、親会社の株式の価値を見積もる際に有用であると、アナリストとの話し合いを通じて、理解していると述べられている。どのようにして理解したのかは示されていないが、フリー・キャッシュ・フローを WACC で割り引いて価値を推定する企業評価モデルが想定されているのかもしれない。なお、少数株主持分を公正価値で評価することにコストを上回る便益があるのかについて、IASB 理事間で判断が分かれている。

いずれにしても、実証の対象となりうる、もしくは、対象とすべき問題。

§ 10 実証にむけて

ざっとみたところ、親会社のれん方式と全部のれん方式の情報有用性を比較するような実証研究は見つからなかった。もし実証研究をするなら、適当な企業評価モデルの変数に少持のれんを追加することで、株価に対する説明力が向上するかテストすることになるのかもしれない。しかし、少持のれんを含め、少数株主持分は親会社の株式価値を構成しない。例えば、以下のような企業評価モデルを考えればよいのだろうか？

$$\text{株式価値} = \text{連結資産} - \text{連結負債} - \text{少数株主持分}$$

[参考になる先行研究例]

大日方[2006]：少数株主損益を純利益に加えたり、少数株主持分を純資産に加えることによって、純利益や純資産の value relevance は低下するとは言えない。

石川博行[2006]：時価総額を被説明変数、自己資本、少数株主持分、当期純利益、少数株主利益、配当、売上高成長率を説明変数とする回帰式を用いる。少数株主持分の相対的な重要性が高い企業について、1999 年以降の少数株主持分と少数株主利益が、自己資本や当期純利益などを所与としてもなお、企業年度間に存在する株価のバラツキを追加的に説明するプラスの増分情報内容を有することを示している。

【予想される困難】

少持のれんをうまく取り込んだ企業評価モデルを構想できるのかが最大の問題と思えるが、ほかにも困難が予想される。

- ・ 少持のれんが別個開示されていないとデータがとれない。SEC 基準のソニーやトヨタ自動車の有価証券報告書には見当たらなかった。
- ・ かりに実証研究ができたとしても、それはあくまで現行基準が採用している方式に対する検証であり、そのいかんで、全部のれんというアイディア自体が否定されることはないということになるかもしれない。

§ 1 1 薬にも毒にもならない全部のれん

(定義により) 少数株主持分は株価と直接的に関連しないという理屈は、逆に言えば、少数株主持分がどんな金額になろうと、親会社株式を売買する者の意思決定を阻害するような(そして、改善するような)情報にはならない、ということの意味する。

ただし、少数のれんの認識が、親会社の連結利益に影響を及ぼすとなると話は別である。現行 IFRS/SFAS では次のようなことが起きている。

- ① 子会社のれんに減損が生じた場合、親会社と少数株主の持分比率で損失を按分するという規定になっている。そのため、少持のれんの当初認識額が大きくなれば大きくなるほど、親会社の連結利益から差し引かれる減損損失が増すことになる。

※解決策としては、親会社のれんと少持のれんとで、別個に減損損失を測定する。

- ② 全部のれんが負の場合、全額が当期の親会社利益に加算されるという規定になっている。

※解決策としては、親会社のれんと少持のれんを明確に区別し、負の少持のれんは少数株主利益に加算し、親会社の利益計算には影響を与えないようにする。

§ 1 2 おわりに

全部のれん方式を是とする理屈はなにか? or 全部のれん方式はどのように正当化されるのか? という疑問に対して、少なくとも IASB/FASB は、企業結合の記録を公正価値評価で首尾一貫させるという理屈を述べている。例えば、100%未満子会社取得を仕訳で表現すると、

諸資産	(公正価値)	諸 負 債	(公正価値)
全部のれん	(残余)	少数株主持分	(公正価値)
		買収対価	(公正価値)

仕訳上は、残余であるのれんをのぞき、すべて公正価値による記録ということで首尾一貫する。しかし、以降は公正価値による洗い替えはなく、そもそも、親会社のバランスシートは簿価のままである。どこまで公正価値を使う必要がある範囲があらかじめ分かっているなければ、首尾一貫性が達成されたとも言えない。

情報の有用性ということであれば、全部のれんの認識により、投資家の意思決定が改善されることを期待できないのが理屈である。実際のところはどうなのかを確かめる研究は困難であることが予想される。

あるいは、全部のれん方式には、自家創設のれん認識を含む、全面公正価値会計への移行途中のマイルストーンとしての意義があるのかもしれない。この場合、たとえ情報価値がないと分かっているとしても、少持のれんを計上するほか道はないのかもしれない。もっとも、現行 IFRS3 公表に際して、持分プーリング法の排除は公正価値会計モデルに近づくためではなく、取引時点の公正価値で取引を記録するのが取得原価モデルの原則だからと説明しており、完全公正価値会計をゴールとしてはいないことを示唆している。

【参考文献】

Moonitz[1951], M., The Entity Theory of Consolidated Statements, The Foundation Press, Inc.
(白鳥庄之助訳『ムーニッツ連結財務諸表論』同文館, 1964)
石川博行[2006], 「少数株主持分に対する株式市場の評価」『会計』170 巻 3 号.
大日方隆[2006], 「連結制度改革と連結情報の価値関連性」 CIRJE ディスカッションペーパー J-165, 日本経済国際共同研究センター.
山内暁[2010]『暖簾の会計』中央経済社